

社宅・寮・持家の利用環境を、
より良い制度にしていくために！

「住環境制度の改正に関する解明要求」提出!

【申し入れのポイント】

■本部は、申30号「住環境制度の改正に関する解明要求」を提出しました。会社から「住環境制度の改正について」説明があり、社員の持家取得を促進するとともに、社宅利用者と社宅以外に居住する社員の受益格差解消と社宅利用機会均等を促進する考えが示されました。しかし、配属箇所との通勤距離や転勤等が頻繁に発生することで、制度の目的との整合性が取れないと言った事もあります。住環境制度は、多くの組合員が活用しており、将来の生活設計を考える上で重要な事です。より良い福利厚生面の実現を目指していくために、制度の全容を明らかにしていきます。

【申し入れ要旨 (全20項目申し入れ)】

- ・「住環境制度の改正」に至る経緯と改正目的を明らかにすること。また、JR他社ならびに他企業における住環境制度の現状について明らかにすること。
- ・住環境制度に関する福利厚生費の会社負担額を明らかにすること。また、制度改正に伴う会社としての新たな負担額に対する考え方を明らかにすること。
- ・所有住宅支援一時金を20万円とした理由を明らかにすること。
- ・賃貸住宅援助金の給付期間制限を設ける理由および制限年数を15年とした根拠を明らかにすること。
- ・フラット35等の公的住宅融資を新たに住宅ローン支援制度の支援対象にする理由を明らかにすること。また、既にフラット35等の公的住宅融資を受けている社員を支援対象にするのか明らかにすること。
- ・財形(住宅)貯蓄加入者への支援に、カフェテリア・プラン制度を用いる理由を明らかにすること。
- ・社宅居住期間制限を導入する理由および制限年数を15年とした根拠を明らかにすること。また、昭和62年4月以降の社宅居住期間を通算して期間を算出する理由を明らかにすること。
- ・現在までの「イーストハイム(昭和62年4月以降設置された社宅)」の使用料金を決定してきた根拠を明らかにすること。また、今後1,000円/月を加算する必要性を明らかにすること。
- ・持家取得促進を図る際に、新たな制度を策定する考えを明らかにする事。また、会社の住宅ローン新設計画はあるのか明らかにする事。
- ・会社の施策によって持ち家の取得を促進することによる社員の勤務地に対する考え方を明らかにすること。

将来の生活設計上の不安を払拭し、福利厚生面の充実を目指して、
組合要求を創り上げよう!!